



富士山・河口湖（撮影=上田憲作）

## ◆最新・行政の動き

### 令和6年度 協会けんぽ健康保険料率の改定

例年3月分より改定される協会けんぽの健康保険料率について、改定後の料率案が示されました。

主な近隣各県の料率案と増減は以下のとおりです。

#### 【令和6年度 健康保険料率（案）】

茨城県 9.66%（現行 9.73%）▲0.07

埼玉県 9.78%（現行 9.82%）▲0.04

千葉県 9.77%（現行 9.87%）▲0.10

東京都 9.98%（現行 10.00%）▲0.02

#### 【令和6年度 介護保険料率（案）】

全国一律で 1.60%（現行 1.82%）▲0.22

正式決定は、2024年2月下旬までに厚生労働大臣の認可を受けて行われる予定です。

## トピックス

- 最新・行政の動き
- ニュース
- 今月の労働安全衛生  
—職場の5 S活動とは—
- 調査
- 実務に役立つQ & A
- 身近な労働法の解説
- 今月の実務チェックポイント
- 助成金情報
- ちょっとひといきパズルの時間
- 今月の業務スケジュール

— 発行 —

社会保険労務士法人あいわ会

〒270-0176

千葉県流山市加 1-20-10

クレスト流山 102

電話：04-7158-1980

FAX：04-7158-1981

URL：<https://aiwasr.com>

## ◆ニュース

### 雇保適用「週 10 時間以上」へ拡大 基本手当の給付制限短縮

厚生労働省の労働政策審議会雇用保険部会は1月5日、雇用保険制度の見直しに向けた部会報告書をまとめました。

雇用のセーフティネットを広げる観点から、現在、週の所定労働時間が20時間以上の労働者に限定している雇用保険制度の対象者について、10時間以上にまで拡大するべきとしました。新たに対象に加わる労働者も、現行の被保険者と同様に、基本手当のほか、育児休業給付や教育訓練給付などの対象とします。令和10年度中の実施をめざします。

基本手当については、正当な理由がない自己都合離職者に設定している給付制限期間を、現行の原則2カ月から1カ月に見直します。その際、給付目的の早期離職を防止するため、5年間で3回以上の正当な理由のない自己都合離職を繰り返す場合は、給付制限期間を3カ月とします。離職期間中や、離職日前1年以内に、自主的に教育訓練を行った場合には、給付制限を解除します。期間短縮と制限解除は、令和7年度からの導入を見込んでいます。

## ◆送検

### 違法残業で病院送検 過労自殺の労災認定も 西宮労基署

兵庫・西宮労働基準監督署は、医師1人を36協定で定めた限度時間を超えて働かせたとして、公益財団法人と同法人の代表理事および労務管理担当者の計1法人2人を労働基準法第32条（労働時間）違反の疑いで神戸地検に書類送検しました。同医師は同法人の運営する医療センターに勤務していましたが、令和4年5月に自殺しています。遺族の告訴を端緒に違反が発覚しました。

同法人は同年4月に、月113時間56分の時間外労働を行かせた疑い。36協定では限度時間を月95時間としていました。同医師の自殺に関して、以前に同労基署長は、最大月207時間50分の時間外労働を確認し、労災認定しています。

立件対象とした時間数と差異が生じている理由について同労基署は、起算日の違いのほか、「労災認定の際は、負荷となった時間数が問題となるため、刑事事件においてはグレーゾーンと判断され、カウントされない部分まで労働時間と認めることがある」と指摘しました。「司法処分に当たっては、確実に指揮命令下にあったといえる時間のみをカウントした」と説明し、「自己研鑽の時間を労働時間に含めるか否かで判断が分かれたわけではない」としました。

## ◆監督指導動向

### 安衛担当者向け出前講座 3次産業に活用促す 埼玉労働局

埼玉労働局は安全衛生活動に意欲がある企業や事業者団体に、職員を無料で派遣し、活動の進め方などを解説する「SAFE出前講座」の提供を開始しました。安衛担当者や事業者など10人以上の受講者を集めるケースが対象となります。製造業や建設業の大手企業が下請事業者を集めた大会などに出向くことはこれまでもありましたが、第3次産業にも広く活用してもらえよう、申込み方法や対応できるテーマを明確化しました。

同労働局は一昨年、小売業や介護施設に自主的な安全衛生活動を定着させることを目的としたSAFE協議会を設立しています。化学物質の取扱い方法など、専門知識が必要な講座に関しては、同協議会の支援協力事業者に同行を求めます。

併せて、「SAFE個別相談」の受付も開始。事業者の相談に窓口とオンラインで対応し、内容に応じて適切な支援機関や支援策を紹介します。



## ◆今月の労働安全衛生 —労働災害防止に効果的！職場の5 S活動—

5 Sとは、整理（Seiri）・整頓（Seiton）・清掃（Seisou）・清潔（Seiketsu）・しつけ（Shitsuke）の意味です。この5つのSを進めることで、職場の災害リスクを低減させる、という安全衛生の手法です。

5 Sは「安全の母」とも言われ、安全衛生の基本中の基本とされています。

### -5Sのポイント-

#### 整理

要るものと要らないものを区分して、要らないものを一掃すること

不要なものを捨てることで、作業スペースや通路を確保することができます。作業の安全性が高まるだけでなく、作業の効率化にもつながります。

#### 整頓

置き場所・置き方を決めて、その通りに置くこと

ものを探したり、戻す場所を探したりする時間を削減することができます。また、適切な道具を使用しやすくすること、使った道具を戻しやすくすることで、ケガを防ぐことができます。

#### 清掃

ごみや汚れを取り除き、職場をあるべき姿に戻すこと

清掃は、職場をキレイに掃除することで、異常に気付きやすくなります。設備の不具合を早期に発見することができます。

#### 清潔

職場をキレイな状態に保つこと

整理・整頓・清掃を繰り返すことで、衛生面を確保し、快適な状態を維持します。

#### しつけ

ルールをしっかりと守り、徹底すること

5 Sは躰に始まり、躰に終わると言われています。雇い入れ時の安全衛生教育や、特に危険な業務を行う場合の特別教育にはルールを周知させ、徹底させるしつけの役割があります。

(参考：H27.6 川崎北労働基準監督署リーフレット「5 S活動で転倒災害を防止しよう！」)

5 S活動は、生産性や品質向上の観点からもメリットがあるため、昔から製造業で盛んに行われています。中には、作法（Sahou）やスマイル（Smile）などを独自に加えた「6 S」に取り組んでいる会社もあります。

不要なものを捨てる「整理」から始めたいところですが、判断ができないものもあるでしょう。そんな場合は「整頓」から始めるのもおススメです。

まずは使用頻度の高い共用の道具（ex.穴あけパンチなど）について、使い勝手を考えて置き場所を決め、その場所に道具名が書かれたラベルを貼るだけでも効果が実感できますよ。

## ◆実務に役立つQ & A

### カウントダウン可能か 更新の上限回数を明示

Q

パート・アルバイトの契約更新回数に上限を設けることを検討しています。1年契約で最長5年としたいとき、条件明示の際に残りの更新回数を4回、3回、2回とカウントダウンしていく方法は問題ないでしょうか。

A

令和6年4月の労働条件明示のルール変更で、有期労働契約の通算契約期間や更新回数の上限の明示（改正労基則5条1号の2）のほか、更新上限を新設・短縮する場合の説明が必要になります。通算契約期間とは、同一の使用者との間で締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間を指します（労働契約法18条1項）。

厚生労働省は、「更新回数は3回まで」「通算4年を上限」などとする例を示しています。Q & Aでは残りの契約更新回数を書く方法も、労使双方の認識が一致するような明示なら差し支えないとしています。ただし、なお書きで、当初から数えた更新回数または通算契約期間の上限を明示し、そのうえで、現在が何回目かの更新であるかを併せて示すことが考えられるとしています。単に回数だけの明示だと、もともと1年契約だったのが更新で半年になった場合など労使で認識に相違が生じることがあるため、上限期間も明示しておくべきでしょう。

## ◆調査

### 「両立可能」過去最高に がん対策に関する世論調査

内閣府は、がん対策に関する世論調査をまとめました。仕事と治療等の両立について、がんの治療や検査のために、2週間に1回程度の頻度で通院の必要がある場合、働き続けられる環境にあるかを尋ねたところ、「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した割合の合計は45.4%でした。平成25年1月調査（26.1%）以降、増加傾向にあり、今回最も高い値となりました。

	該当者数	そう思う (小計)	そう思う	どちらか といえば そう思う	そう思わない (小計)	そう思わない	どちらか といえば そう思わない	そう思わない
平成25年11月調査	1,883人	26.1%	8.2%	17.8%	68.9%	35.8%	33.0%	
平成26年11月調査	1,799人	28.9%	10.4%	18.5%	65.7%	38.2%	27.5%	
平成28年11月調査	1,815人	27.9%	9.8%	18.1%	64.5%	35.2%	29.3%	
令和元年7月調査	1,647人	37.1%	12.8%	24.3%	57.4%	34.5%	23.0%	
令和5年7月調査	1,626人	45.4%	8.6%	36.8%	53.5%	39.1%	14.5%	

「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した者に、理由を尋ねたところ、「代わりに仕事をする人がいない、または、いても頼みにくい」が22.3%でした。「職場が休むことを許してくれるか分からない」は15.7%、「休むと職場での評価が下がる」は4.4%となっています。

## ◆身近な労働法の解説 一労働条件の明示②一

職安法では、労働者を募集したり、職業紹介事業者への求人の申込をしたりする際には、求職者や職業紹介事業者等に対して最低限明示しなければならない労働条件等があります。

### 1. 労働条件等の明示が必要なタイミング

- (1) ハローワーク等への求人申込み、自社 HP での募集、求人広告の掲載等を行う際  
ただし求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- (2) 当初明示した労働条件に変更があった場合  
面接の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります。この明示は速やかに行います。
- (3) 労働契約締結時（労基法に基づく明示）

### 2. 最低限明示しなければならない労働条件等（職安法5条の3、職安則4条の2）

業務内容、契約期間、試用期間、就業場所、就業時間、休憩時間、休日、時間外労働、賃金、加入保険、受動喫煙防止措置、募集者の氏名または名称、派遣労働者として雇用する場合はその旨。

上記に関して、具体的には以下のような内容の表示が必要です。

- 「就業時間」の項目において、裁量労働制を採用している場合は、「〇〇型裁量労働制により〇時間働いたものとみなされます」などの表示が必要です。
- 「賃金」の項目において、いわゆる固定残業代を採用する場合は、①基本給、②〇〇手当（〇時間分の時間外手当として〇〇円を支給）、③〇時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給、のような記載が必要です。
- 試用期間中の労働条件が異なる場合は、試用期間中の労働条件についても明示が必要です。

### 3. 令和6年（2024年）4月の改正点

求職者に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- (1) 従事すべき業務の変更の範囲  
「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。  
例：（雇入れ直後）一般事務（変更の範囲）〇〇事務
- (2) 就業場所の変更の範囲  
「変更の範囲」とは、上記（1）と同じです。  
例：（雇入れ直後）東京本社（変更の範囲）〇〇支社
- (3) 有期労働契約を更新する場合の基準  
例：  
契約の更新 有（〇〇により判断する）  
更新上限 有（通算契約期間の上限 〇年／更新回数の上限 〇回）



## ◆今月の実務チェックポイント

### 社会保険一括適用の申請手続き

今回は社会保険の一括適用について解説します。

本社や支社などがそれぞれ適用事業所として分かれていて、かつ本社などで人事・給与などが集中的に管理されているなどの場合に、複数事業所分を一つの事業所として申請できる仕組みです（船舶は除く）。

本社、支店間で従業員の人事異動が行われる際に、それぞれの事業所が適用事業所として存在する場合には、それぞれの事業所において、被保険者の資格喪失・資格取得の手続きが発生します。

一括適用の申請をし、厚生労働大臣の承認を受けると、人事異動の際に発生する手続きが不要になり業務効率化につながります。

一括適用の承認を受けるためには、厚生年金保険および協会けんぽ管掌の健康保険について、次のすべての基準を満たす必要があります。

#### 【一括適用の承認基準】

- (1) 一つの適用事業所にしようとする複数の事業所に使用されるすべての者の人事、労務および給与に関する事務が電子計算組織により集中的に管理されており、適用事業所の事業主が行うべき事務が所定の期間内に適正に行われること。
- (2) 一括適用の承認により指定を受けようとする事業所（例えば本社）において、上記（1）の管理が行われており、かつ、当該事業所が一括適用の承認申請を行う事業主の主たる事業所であること。
- (3) 承認申請にかかる適用事業所について健康保険の保険者が同一であること。
- (4) 協会けんぽ管掌の健康保険の適用となる場合は、健康保険の一括適用の承認申請も合わせて行うこと。
- (5) 一括適用の承認によって厚生年金保険事業及び健康保険事業の運営が著しく阻害されないこと。

#### ○承認申請に必要な書類

一括適用の承認申請には、申請書のほか、一つの適用事業所とみなされる事業所について次の内容を説明した文書の提出が必要です。

- (1) 人事、労務および給与に関する事務の範囲およびその方法
- (2) 各種届書の作成過程および被保険者への作成過程または届出の処理過程
- (3) 被保険者の資格取得・喪失の確認、標準報酬の決定等の内容を被保険者へ通知する方法および健康保険被保険者証（協会けんぽ管掌の健康保険の場合）を被保険者へ交付する方法

一括適用の承認申請は、一括適用事業所とみなされる一つの適用事業所（例えば、本社）の所在地を管轄する年金事務所へ行きます。

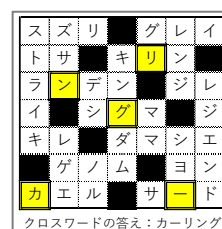
添付書類は原則として不要です。

#### ○承認日

一括適用の承認日：月の末日（算定基礎届の事務処理期間である5月から8月を除く）

承認日より一つの適用事業所とみなされ、承認日が属する月の厚生年金保険等の保険料から、みなされた一つの適用事業所にて支払いが発生します。

承認については、申請から約3カ月を要します。



## ◆助成金情報

### 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により十分なキャリア形成ができていなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な人の、安定雇用を支援するための助成金です。

#### 【対象となる労働者】

雇入れの日において1から5のいずれにも当てはまる方を、「ハローワークなど」の紹介で正規雇用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

- 1 1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれた方
- 2 雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間が、通算して1年以下である方
- 3 雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方
- 4 ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業についていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労の支援を受けている方
- 5 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

#### 【対象となる事業主の要件】

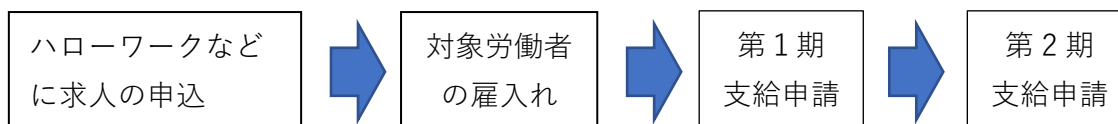
- 1 雇用保険の適用事業主である
- 2 対象労働者を、ハローワークなどの紹介によって、正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者として雇用することが確実と認められる。
- 3 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないこと
- 4 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年以内に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇等をしていないこと
- 5 基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く）
- 6 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿などを整備・保管していること

#### 【助成額】

	支給対象期間	支給額第1期	支給額第2期	支給総額
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

#### 【支給申請】

雇入れに係る日（原則は雇入れ日直後の賃金締切日の翌日）から起算した1年間を6カ月ごとに区分し、各期が経過するごとに申請します。



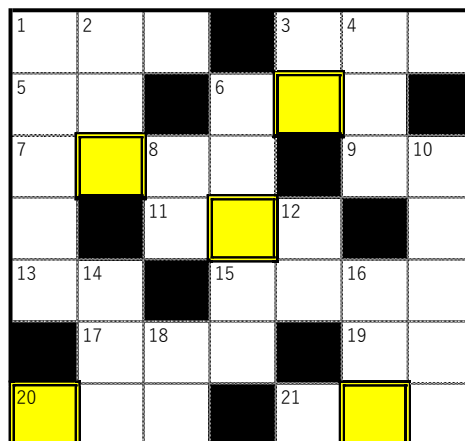
## ◆ちょっと、ひといき。パズルの時間

※答えは6ページに掲載

☆黄色いマスの文字を並び替えると、冬のスポーツがでできます。

### タテのカギ

1. 賃上げ要求などのために、労働者が働くことを拒否する行為
2. 「杜撰」。誤りが多く、いい加減
3. 絵本「○○とぐら」は大きなたまごからカステラをつくるおはなしが人気
4. 電磁波で分子を振動させて発生した熱で温める家電
6. 山崎賢人主演で映画化された、秦の始皇帝がモデルの漫画
8. 芭蕉なら曾良、漱石なら芥川、談志なら談春を指す
10. スキージャンプなら葛西紀明、サッカーなら三浦知良
12. みさえはしんちゃんの○○
14. ピーチリキュール+ウーロン茶=○○○パンチ
16. 演劇、舞台、手品、サーカスなどのこと
18. 自転車は ride、飛行機は board、タクシーは take



(出題=高草木彩)

### ヨコのカギ

1. 墨と筆で文字を書くためにはこれも必要
3. 今年2月の QUEEN 来日公演で前座を務める  
北海道函館出身の4人組ロックバンド
5. 坂本龍馬の出身地
6. 首が長い草食動物
7. 京都の嵐山を走る路面電車の愛称
9. 「ベスト」や「チョッキ」を若い人はこう呼びます
11. 「Σ」。数学で使うこの記号の読みは？
13. うまいビールにも、上手なダンサーにもコレがある
15. トリックアートのように錯視を利用した絵
17. DNA 塩基配列で表された遺伝子情報のこと
19. 「冬のソナタ」で人気となった韓流スターの愛称。「○○様」
20. 「○○○化現象」。些細なことで好きな人への情熱が冷めてしまう
21. バッターから見て左側にある塁

## ◆今月の業務スケジュール

労務・経理	慣例・行事
<ul style="list-style-type: none"> <li>●1月分の社会保険料の納付</li> <li>●1月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税額の納付</li> <li>●前年分所得税の確定申告（2月16日から3月15日まで）</li> <li>●固定資産税（都市計画税）（第4期分）の納付</li> <li>●贈与税の申告・納付（2月1日から3月15日まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社内規定の見直し</li> <li>●新年度の経費削減策の検討</li> <li>●新入社員受入計画作成・入社前研修</li> </ul>

